

令和2年白老町議会議案説明会会議録

令和2年12月11日（金曜日）

開 議 午前10時00分

閉 会 午後 0時00分

○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

○出席議員（13名）

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君		

○欠席議員（1名）

- 14番 松田謙吾君

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
経済振興課長	富川英孝君
生活環境課長	本間力君
町民課長	岩本寿彦君
税務課長	大塩英男君
上下水道課長	本間弘樹君
子育て支援課長	渡邊博子君
高齢者介護課長	山本康正君
学校教育課長	鈴木徳子君

病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
アイヌ総合政策課長	笹 山 学 君
生涯学習課参事	武 永 真 君
危機管理室長	藤 澤 文 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君

◎開会の宣告

○副議長（氏家裕治君） これより、令和2年定例会12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○副議長（氏家裕治君） 定例会12月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算7件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、新たな土地の確認関係2件、財産の取得（追認）2件、合わせて14件であります。

順次、議案の説明をいただきますが、関連する議案については一括して説明することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいります。

日程第1、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス対策の追加事業が6本上程しております、その詳細の資料につきましては別添配付のピンクの表紙の資料に記載しておりますが、この件については、私の説明の後に担当課長よりそれぞれ説明をさせていただきたいと思っております。事業につきましては、このたびは新型コロナウイルスの追加事業は2,335万3,000円で、財源は全て地方創生臨時交付金を充当することとしておりますが、その分につきましては、これまで補正予算で計上した事業の不用額をこのたびの補正で同額を減額した上で今回の追加事業に充てるという補正予算になってございます。

合わせて、もう一つの資料、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況一覧をお配りしておりますので、この内容につきましてはご確認をいただければと思います。

それでは、早速議案の説明に入らせていただきます。令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号）でございます。今回の補正予算、歳入歳出それぞれ1億5,810万円の追加で、総額を134億6,928万9,000円とするものでございます。また、このたび繰越明許費、それから債務負担行為の補正がございました。

次の、3ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、4ページの2歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。次に6ページでございます。

「第2表 繰越明許費」であります。2款総務費、2項徴税費、事業名納税環境向上事業、金額84万7,000円であります。本事業は、令和3年度から町税等のコンビニエンスストア収納及びクレジットカード収納を開始するための事業であります、業者との協議によりコンビニ収

納ネットワークの契約日が運用開始日の令和3年4月1日に、クレジット収納システムの契約日につきましても、運用開始日の令和3年5月1日に行うこととしたことから、手数料13万2,000円及び委託料の71万5,000円、合わせて84万7,000円を次年度に繰越すものであります。

続きまして、7ページ、「第3表、債務負担行為補正」でございます。債務負担行為補正の追加であります。食育防災センターの委託業務でございます。委託期間が令和2年度で終了することから、今後5年間の期間で債務負担行為を補正するものであります。令和3年度から令和7年度の5年間について、委託事業者の選定を行うものでございますが、プロポーザル方式により今年度中に選定する考えであります。限度額につきましては、5年間で3億719万円、単年度での前回との比較1,343万8,000円の増となっております。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。16ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、(1)庁舎管理経費51万6,000円の増額補正であります。今年度の消防設備点検における指摘事項を改善するため、消火器の購入で17万9,000円、屋内消火栓ポンプフート弁の取り替え修繕で19万6,000円、備品購入費で灯油タンク2台14万1,000円を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)役場窓口衛生対策事業(交付金事業)46万2,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年7月31日に一般会計補正予算(第3号)にて議決をいただいた当該事業につきまして、執行残を整理するものであります。財源は、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以後臨時交付金を同額減額するものであります。この臨時交付金につきましては、この後、地方創生臨時交付金ということで省略させていただきますのでご了承願います。

続きまして、7目財産管理費、(1)町有施設維持補修事業145万2,000円の増額補正であります。旧社台小学校の校舎でございますが、現在公益財団法人アイヌ民族文化財団に貸し付けておりますが、このたび校舎西側の飾り塔屋の破風部分の鉄板が腐食により一部落下したことが判明いたしました。当該、飾り塔屋がある部分は博物館収納資料の保管場所となっており、雨水の浸入による資料破損等のおそれがあることから、これを補修することとし、工事請負費を計上するものであります。財源は一般財源となります。

9目企画調整費、(1)多文化共生人材育成事業183万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当初予定していた多文化共生ワークショップや東京大学エンタクとの連携事業を中止したことから、全額を減額するものであります。財源は、国庫支出金の地方創生推進交付金91万5,000円、一般財源91万5,000円を減額するものであります。(2)東京オリンピック・パラリンピック機運醸成事業275万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京オリンピック・パラリンピックが延期になったことに伴い当該事業も延期としたことから、全額を減額するものであります。財源は、諸収入の北海道市町村振興協会助成金71万円、一般財源204万円を減額するものであります。続きまして、19ページの(3)地域公共交通感染症対策事業(交付金事業)73万3,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年6月19日に一般会計補正予算(第2号)にて議決をいただいた当該事業につきまして執行残を整理するものであります。財源は、地方創生

臨時交付金を同額減額とするものであります。

17目諸費、(1) 税等過誤納還付金等80万円の増額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、法人町民税の予定納付分などに還付が発生していることから不足分を補正するものであります。財源は一般財源となります。

2項1目賦課徴収費、(1) 納税環境向上事業27万5,000円の増額補正であります。コンビニ収納及びクレジット収納に係る委託料であります。収納基幹システム導入業務委託の一部仕様変更に伴い11万円の増、さらにクレジット収納システム導入委託について、繁忙期加算が生じたことで16万5,000円の増、合わせて27万5,000円を増額するものであります。財源は一般財源であります。

続きまして、3款民生費に入ります。1項2目老人福祉費、(1) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金110万円の増額補正でございます。後期高齢者医療事業特別会計において、令和3年度税制改正に伴う後期高齢者医療システム改修に要する経費を事務費繰出金として繰り出すものであります。財源は、国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が22万円、一般財源は88万円となります。(2) 介護保険事業特別会計繰出金170万円の増額補正であります。令和2年度の介護報酬改定に伴うシステム改修が必要となりますが、改修費339万9,000円に対し、2分の1を国庫補助金が交付されることから、残りの2分の1を事務費繰出金として一般会計から繰り出すものであります。財源は一般財源であります。

6目総合保健福祉センター管理運営費、(1) 総合保健福祉センター創作活動室玄関ドア改修事業16万5,000円の減額補正であります。事業執行に伴う入札差金の減額であります。財源は、公共施設等整備基金繰入金を同額減額するものであります。(2) 公共的空間安全安心確保事業(交付金事業)16万5,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年7月31日に一般会計補正予算(第3号)にて議決をいただいた当該事業につきまして、事業執行に伴う入札差金を減額するものであります。財源は、地方創生臨時交付金を同額減額いたします。(3) 総合保健福祉センター窓口衛生対策事業(交付金事業)20万9,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年7月31日に一般会計補正予算(第3号)にて議決をいただいた当該事業につきまして、事業執行に伴う入札差金を減額するもので、財源は地方創生臨時交付金を同額減額いたします。

7目福祉館費、(1) 公共的空間安全安心確保事業(交付金事業)989万6,000円の増額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年7月31日に一般会計補正予算(第3号)にて議決をいただいた当該事業につきまして、北吉原ふれあいプラザ手洗い水栓改修が完了し、執行残として10万4,000円を減額するとともに、新規に緑丘福祉館のトイレ改修に1,000万円を増額し、合計で989万6,000円を増額とするものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

8目アイヌ施策推進費、(1) 生活館管理運営経費30万5,000円の増額補正であります。今年度の消防設備検査における指摘事項を改善するため、白老中央生活館の漏電火災警報器受信機修繕料として9万4,000円を計上するとともに、灯油タンク入れ替えのため、備品購入費に8万

5,000円、さらに川沿生活館の研修室ストーブが老朽化による故障のため新規購入することとし、備品購入費12万6,000円を計上するものであります。財源は一般財源であります。(2) アイヌ文化を学ぶふるさと学習事業54万2,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた体験学習が一部実施できなかったことから、未実施分に係る予算を減額するものであります。財源は、国庫支出金の地方創生推進交付金27万1,000円、一般財源27万1,000円の減であります。(3) 公共的空間安全安心確保事業(交付金事業)205万3,000円の増額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年7月31日に一般会計補正予算(第3号)にて議決をいただいた当該事業につきまして、町内生活館3館の手洗い水栓改修が完了し、執行残として19万1,000円を減額するとともに、新規で川沿生活館及び北吉原本町生活館の手洗い水栓の自動水栓化改修を実施することとし、224万4,000円を増額するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。23ページになります。(4) 象徴空間周辺整備事業25万8,000円の新規計上であります。令和元年度に実施することとしていた白老駅南側の公共駐輪場整備につきまして、北海道による駅前広場整備において用地交渉が難航し一部中断しておりましたが、このたび用地交渉が進展し、令和3年度に事業再開のめどが立ったことから、駐輪場整備のための用地、25.71平方メートルを取得するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。

2項2目児童措置費、(1) 児童手当給付経費179万4,000円の増額補正であります。これまで給付費の減少傾向から、当初予算で見込み人数を低く見積もったことにより、現時点での見込み児童数に不足が生じることから、不足額として174万円を増額するものであります。また、令和元年度の実績により国庫支出金の返還金が生じたことから、5万4,000円を計上するものであります。財源は、児童手当負担金の国費分149万4,000円、道費分13万6,000円、一般財源は16万4,000円の増となります。

4目児童福祉施設費、(1) 町立保育園運営経費30万6,000円の増額補正であります。令和元年度において、保育所及び認定こども園等に対する国の新型コロナウイルス対策として50万円を限度に消毒液等の消耗品や備品に対する補助制度がありましたが、元年度事業実績が50万円に満たない場合、今年度においてその差額の補助金を活用できることから、マスク等の衛生用品の購入経費を計上するものであります。財源は国庫支出金の保育対策総合支援事業補助金を全額充当いたします。(2) 認定こども園運営等経費1,336万1,000円の増額補正であります。各認定こども園の見込み児童数の増減のほか、公定価格の上昇により給付費が増加することから増額補正するものであります。財源は、子どものための教育・保育給付費負担金の国費分が861万6,000円、道費分が304万7,000円、一般財源は169万8,000円の増となります。(3) 保護者負担補助事業133万2,000円の増額補正であります。当初予算で89名分を見込んでおりましたが、対象児童増加により118名分を見込み、不足分を増額補正するものであります。財源は、全額ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。(4) 新型コロナウイルス感染症対策保育環境強化支援事業47万1,000円の増額補正であります。さきに説明いたしました町立保育園運営経費と同様に、元年度事業実績が50万円に満たなかった緑丘保育園について、その差額

の4万5,000円をマスク等の衛生用品の購入経費として補助金を交付するものであります。返還金の42万6,000円につきましては、当該事業の元年度において、白老さくら幼稚園に対し補助金を交付する予定でありました。しかし、幼稚園型認定こども園は当該補助金の対象外とされたことから、町からの補助金は交付しなかったものの、国庫補助金が交付されたことから、これを返還するものであります。財源は、国の保育対策総合支援事業補助金が4万5,000円、一般財源は42万6,000円であります。続きまして、25ページ、(5) 児童福祉施設衛生対策事業(交付金事業)177万5,000円の新規計上であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、子ども発達支援センターなど、町内児童施設9施設に加湿機能付空気清浄機延べ21台を購入する経費を計上するもので、財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(6) はまなす保育園放送設備改修事業148万5,000円の新規計上であります。平成7年度新築時から使用している放送設備が老朽化により使用不能となったことから、設備一式を取り替える工事費を計上するもので、財源は一般財源であります。

5目子ども発達支援センター費、(1) 子ども発達支援センター管理経費29万2,000円の増額補正であります。センター内の給湯器が老朽化による故障が頻繁に発生していることから、これを交換する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 子ども発達支援センター衛生環境改善事業(交付金事業)599万5,000円の新規計上であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、子ども発達支援センターのトイレ等を改修するための経費を計上するものであります。財源は、地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、4款環境衛生費、1項3目予防費、(1) 後期高齢者予防接種事業経費135万円の増額補正であります。新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念される中、インフルエンザワクチン接種者が増加していることから、不足分を増額補正するものであります。財源は一般財源であります。

3項2目塵芥処理費、(1) 一般廃棄物広域処理経費1,239万2,000円の増額補正であります。本年度より燃料ごみ及びペットボトルが登別市との広域処理化になったこと。さらに働き方改革に伴う維持管理経費に係る人件費の増などにより、当初見込んだ負担額を超過する見通しとなったことから、登別市との協議の上、不足分を増額補正するものであります。財源は一般財源であります。27ページの(2) 環境衛生センターホイールローダー更新事業376万2,000円の減額補正であります。入札による執行残の減額であります。財源は、国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金298万円及び一般財源78万2,000円をそれぞれ減額いたします。(3) 旧バイオマス燃料化施設事後処理事業2,239万6,000円の計上であります。当該施設の廃止に伴い、北海道グリーンニューディール基金事業補助金を活用して設置した太陽光発電設備及びバイオマス温水ボイラー等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき補助金を返還するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。

4項1目病院事業費、(1) 国民健康保険病院事業会計繰出金等7,000万円の増額補正であります。町立病院患者の伸び悩みなどにより医業収益が減少し、今後の資金繰りが厳しいことから、資金不足解消分として追加繰出しするものであります。財源は一般財源であります。なお、

今年度の資金不足解消分としての追加繰出金は、合わせて1億2,500万円となるものであります。(2) 町立病院改築事業187万円の新規計上であります。病院改築に当たっての発注方式について基本計画素案でお示しした従来発注方式から、デザインビルド方式への変更を念頭に、町立病院改築基本計画成案化に必要な事業支援業務を委託するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。

続きまして、6款農林水産業費、2項1目林業振興費、(1) 森林環境整備事業18万7,000円の減額補正であります。委託料の入札差金の整理による減額であります。財源は、森林環境譲与税基金繰入金の減額であります。

29ページになります。3項1目水産振興費、(1) 水産振興対策事業102万7,000円の減額補正であります。サメ捕獲・資源活用調査事業については、借上料及び資材の減額と道外及び管外のイカ釣り漁船からの負担金増に伴い不用額を減額するものであります。財源は、ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

続きまして、7款商工費、1項1目商工振興費、(1) 特産品普及イベント及び物産交流関係経費33万2,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、さっぽろオータムフェスト2020が中止になったことから、負担金を減額するものであります。財源は、雑入のさっぽろオータムフェスト事業者負担金33万1,000円の減額であります。(2) 小規模事業者等経営支援事業(交付金事業)1,443万5,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年6月19日に一般会計補正予算(第2号)にて議決をいただいた当該事業については、予算額3,264万7,000円として新型コロナウイルス感染拡大による地域経済への影響に鑑み、町独自の支援策として町の緊急支援事業給付金を受給した飲食業、宿泊業者を除く小規模事業者や休業要請対象となっている事業者に対し、減収率により5万または10万円の給付金を交付するものであります。当初、給付の対象件数を438件と見込み、予算措置をしたところではありますが、11月19日現在で170件、その後の執行見込み件数を加えて190件となることから、不用額を減額するものであります。財源は地方創生臨時交付金の減となります。

続きまして、(3) 中小企業等経営持続化対策事業(交付金事業)493万5,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年7月31日に一般会計補正予算(第3号)にて議決をいただいた当該事業については、予算額1,693万5,000円として、20%以上の減収となった中小企業等に対し、経営を持続化させるため固定的な経費等を含め、今後の事業継続経費の一部として法人5万円、または個人3万円の給付金を交付するものであります。当該給付の対象件数を433件と見込み、予算措置をしたところではありますが、11月19日現在265件、その後の執行見込み件数を加えて285件となることから、不用額を減額するものであります。財源は、全額地方創生臨時交付金の減となります。

2項1目観光対策費、(1) 観光資源管理経費62万7,000円の増額補正であります。ウポポイの大型バス第1駐車場のトイレの配管に亀裂が入り水漏れしていることから、これを改修するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。31ページになります。(2) 観光振興人材養成事業(地域おこし協力隊事業)608万円の減額補正であります。観光振興の人

材育成のため、地域おこし協力隊の活用経費として、継続3名、新規1名の予算を計上しておりますが、新規隊員を4月に採用したものの、途中で退職したことによる減額、さらにコロナ禍における活動の縮小などにより不用額を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

続きまして、8款土木費、1項1目土木総務費、(1)土木施設管理事務経費31万3,000円の増額補正であります。北海道による白老大滝線の工事に伴い、町道日の出通りとの交差点改良、生協の交差点であります。新たに町道区域として国有地の取得が必要なことから、用地取得費を計上するものであります。財源は、道道拡幅に伴う町道の機能補償となることから、北海道から用地取得補償金を全額充当いたします。

2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費468万9,000円の増額補正であります。委託料の道路維持補修委託料及び使用料、賃借料の重機借上料について、今後の見込み額を考慮し不足分を計上するもので、財源は一般財源であります。

続きまして、33ページです。3目橋梁維持費、(1)橋梁施設維持補修経費108万9,000円の増額補正であります。維持補修委託料及び重機借上料について不足分を増額するもので、財源は一般財源であります。

3項1目河川総務費、(1)河川施設維持補修経費72万6,000円の増額補正であります。これにつきましても、維持補修委託料について不足分を増額するもので、財源は一般財源であります。

4項1目港湾管理費、(1)港湾施設管理経費17万6,000円の増額補正であります。汐音ひろばトイレの水道蛇口が破損したため修繕料を計上するもので、財源は港湾施設用地使用料を充当いたします。(2)白老港第3商港区測量事業41万8,000円の減額補正であります。測量委託料の入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減であります。(3)客船入港歓迎事業70万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い事業が中止になったことから全額を減額するもので、財源は一般財源の減であります。

次、35ページになります。2目港湾建設費、(1)港湾機能施設整備事業特別会計繰出金27万4,000円の減額補正であります。特別会計で借入れる起債利率の減少に伴い一般会計繰出金を減額するもので、財源は一般財源の減であります。

5項3目公園費、(1)白老駅北広場維持管理経費22万6,000円の減額補正であります。草刈業務委託料の不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

続きまして、9款消防費、1項1目常備消防費、(1)常備消防施設維持管理経費177万7,000円の増額補正であります。37ページになります。修繕料は萩野分団車庫内に設置の消防救急デジタル無線基地局のルーターが雷の影響により使用不能となっており、現在代替機で対応していることから、早期改修に要する経費として168万3,000円、また西部出張所の放送設備不良により、卓上型アンプ及びマイクの取り替えなどの改修経費として9万4,000円を計上するものであります。財源は一般財源でございます。続きまして、(2)消防用資機材整備・更新事業739万円の増額補正であります。本事業は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して実施する

事業であります。このたび活動用備品を一部前倒しで購入することとして、役務費の手数料5,000円はデジタル簡易無線機の登録申請手数料、備品購入費738万5,000円は油圧救助資機材、デジタル簡易無線機及びフルハーネスなどの活動用備品を購入するものであります。財源は、調整交付金が681万円、一般財源は58万円となります。

3目消防施設費、(1)消防水利維持保全経費135万7,000円の増額補正であります。修繕料21万3,000円は、竹浦地区及び虎杖浜地区の消火栓2基の漏水修繕、工事請負費114万4,000円は社台地区の消火栓1基の移設に要する経費を計上するものであります。財源は一般財源となります。

4目災害対策費、(1)防災行政無線(同報系)施設管理経費24万9,000円の増額補正であります。虎杖浜地区の屋外子局1基のスピーカー取替と、北吉原地区の屋外子局1基の蓄電池の交換に要する経費を増額するものであります。財源は一般財源の増であります。(2)避難所衛生対策事業(交付金事業)90万8,000円の増額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年6月19日に一般会計補正予算(第2号)にて議決をいただいた当該事業につきまして執行残の整理として、消耗品は124万1,000円、備品購入費が40万9,000円、合わせて165万円をまずは減額いたします。その上で、避難所の感染予防対策として空気循環式紫外線清浄機を配置することとし、本体15台分で247万5,000円及び交換用の紫外線ランプ30本で8万3,000円、合わせて255万8,000円を増額するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、10款教育費、1項5目諸費、(1)学校図書館感染症対策事業(交付金事業)13万9,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年6月19日に一般会計補正予算(第2号)にて議決をいただいた当該事業につきまして執行残の整理として減額するもので、財源は地方創生臨時交付金の減額であります。

39ページ、2項小学校費、1目学校管理費、(1)小学校施設管理経費33万9,000円の増額であります。今年度の消防設備点検における指摘事項を改善するため、小学校の消火器合わせて41本を購入する経費を計上するもので、財源は一般財源となります。

3項中学校費、1目学校管理費、(1)中学校施設管理経費36万4,000円の増額補正であります。小学校と同様、中学校の消火器合わせて44本を購入する経費を計上するもので、財源は一般財源でございます。(2)中学校施設整備事業22万円の減額補正であります。白老中学校暖房用ブレーカー取り替え事業であります。入札による差金を減額するもので、財源は公共施設等整備基金繰入金の減となります。

2目教育振興費、(1)中学校教育振興一般経費28万1,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策として、剣道防具の賃借を中止したことから、これを減額するもので、財源は一般財源の減となります。(2)教育支援センター運営経費182万2,000円の減額補正であります。当初予算において、適応指導教室指導員1名の報酬及び手当等を計上していましたが、会計年度任用職員として給与費でも計上していたことから、当該経費から減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

次に、41ページになります。4項1目社会教育総務費、(1)みんなの基金事業経費147万3,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、追加募集を中止したことから不用額を減額するもので、財源はみんなの基金繰入金の減額となります。(2)子ども夢・実現プロジェクト事業30万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、プロフェッショナル講演会を中止したことから不用額を減額するもので、財源は子ども夢基金繰入金の減額であります。(3)イベント等開催感染拡大防止事業(交付金事業)27万5,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年7月31日に一般会計補正予算(第3号)にて議決をいただいた当該事業につきまして、自動手指消毒器及び検温システム等の備品購入の執行残を減額するものであります。財源は地方創生臨時交付金の減となります。

次に、2目公民館費、(1)公民館管理運営経費44万9,000円の増額補正であります。萩野公民館の男子トイレの温水洗浄便座の故障による交換及び白老中央公民館の避難口誘導灯の不良による交換のための経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)地区公民館除雪機購入事業53万1,000円の減額補正であります。特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した除雪機の購入について、北海道防衛局との協議により、除雪機の仕様を変更したことから減額するものであります。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金が48万円、一般財源5万1,000円の減額となります。

3目図書館費、(1)図書館運営経費25万7,000円の増額補正であります。図書館図書の分散配置を考慮し、ブックトラック、本を乗せるキャスター付きの台であります。これを4台購入するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。(2)図書等購入経費3万円の増額補正であります。白老町青色申告会様より、図書館図書購入資金として指定寄附があったことから、図書備品を計上するものであります。(3)町立図書館感染症対策事業(交付金事業)3万2,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年6月19日に一般会計補正予算(第2号)にて議決をいただいた当該事業につきまして、除菌ボックス購入の執行残を減額するものであります。財源は地方創生臨時交付金の減となります。

次に、43ページ、4目文化財保護費、(1)文化財施設管理経費5万3,000円の増額補正であります。需用費の修繕料は、史跡の除雪機が故障により使用不能のため修繕経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。

5目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、(1)資料館運営経費13万3,000円の増額補正であります。需用費の光熱水費は実績見込みによる電気料の不足分、修繕料は避難口誘導灯の不良による交換経費の計上であります。財源は一般財源であります。(2)資料館パンフレット等作成事業35万8,000円の増額補正であります。資料館ポスター及びリーフレットの在庫が少なくなってきたことから、ポスター100枚、リーフレット3万枚を増刷するための経費の計上で、財源は一般財源であります。(3)陣屋資料館衛生環境改善事業(交付金事業)78万1,000円の計上であります。新型コロナウイルス感染症対策として、資料館の手洗い水栓の自動水栓化改修のため

の経費を計上するもので、財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

6目高齢者学習センター費、(1) 高齢者学習センター管理運営経費6万6,000円の増額補正であります。センターの水抜き栓の修理に伴う修繕料の計上で、財源は一般財源でございます。

5項2目体育施設費、(1) 体育施設維持管理経費89万8,000円の増額補正であります。修繕料の計上ではありますが、町民温水プールの給湯配管系統に設置されている三方弁からの漏水が著しいことから、これを取り替える経費として39万5,000円、総合体育館及び武道場の避難口誘導灯の不良による修繕経費として50万3,000円を増額するものであります。財源は一般財源であります。

次に、6項1目しらおい食育防災センター管理運営費、45ページの(1) しらおい食育防災センター事務経費15万5,000円の減額補正であります。電話機器の賃借料について、入札差金の整理による減額であります。財源は一般財源の減となります。(2) しらおい食育防災センター運営経費119万8,000円の増額補正であります。まず、修繕料の82万5,000円は蒸気配管、洗米機、蒸気回転釜及び食器かご洗浄機の不良に伴うものであります。給食調理・配送・施設管理業務委託料の99万円は、長期休暇期間の開校時における給食提供日が当初予定より4日上回ったことから、これに要する委託料を増額するものであります。施設管理委託料61万7,000円の減は、いずれも不用額の整理によるものであります。財源は一般財源であります。(3) 給食関連事業者支援事業(交付金事業)2万3,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年6月19日に一般会計補正予算(第2号)にて議決をいただいた当該事業について、予算額50万円として臨時休校による学校給食が停止したことに伴い、学校給食用食材のキャンセル等で経済的な影響を被った事業者に対し補助金を交付するものであります。不用額の整理による減額とするものであります。財源は地方創生臨時交付金の減となります。

(4) 食育防災センター調理室機器更新事業331万2,000円の増額補正であります。センターに設置しているフードフライサー2台のうち、旧給食センター時代から使用している1台が故障のため使用不能となっていることから、これを更新するため設置台を含め280万2,000円の計上、さらに高速度ミキサーについても故障が頻繁なことから、更新経費として51万円を増額するものであります。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金が291万円、一般財源は40万2,000円の増となります。

続きまして、12款公債費、1項1目元金、(1) 長期債元金償還費、財源振替であります。歳入で計上しております港湾施設使用料がふ頭用地の6月以降におけるブロック製作ヤードの短期貸付に伴い、延べ6社、面積は約1万6,300平方メートルであります。325万8,000円の増額となることから、今回増額補正の港湾施設管理経費17万6,000円に充当するほか、残りの308万2,000円を公債費に充当することとし、同額一般財源を減額するものであります。

14款諸支出金、1項1目基金管理費、47ページの(1) 各種基金積立金2,187万円の増額であります。まず、財政調整基金1,100万円は、町内在住の方から匿名で町に対し役立てていただきたいと1,000万円の一般寄付があったこと。さらに苫小牧信用金庫様から、地方創生資金として100万円の指定寄附があったことから、これを財政調整基金に積立てるものであります。続いて、

農業振興基金積立金100万円は、株式会社敷島ファーム様より農業振興資金として指定寄附があり、これを積立てるものであります。商工業振興基金積立金30万円は、公益社団法人苫小牧地方法人会白老地区様より、白老駅北観光商業ゾーン遊具施設整備資金として指定寄附があり、これを積立てるものであります。公共施設等整備基金積立金50万円は、株式会社長谷川土建工業様より、公共施設等整備資金として指定寄附があり、これを積立てるものであります。次に、ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金907万円は、ふるさと納税の8月から10月までの3か月分の指定寄附金1,812万8,000円のおおむね2分の1を積立てるものでございます。以上で歳出の説明は終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

10ページにお戻りください。下段になります。18款財産収入であります。1項1目財産貸付収入の11ページの上から町有地貸付料（現年分）271万7,000円の増額補正であります。本年3月にアイヌ民族文化財団から職員駐車場用地として末広町2丁目622番内の6,096平方メートルの土地を借用したい旨の申し入れがあり、これを貸し付けていることから、貸付料として270万6,000円を計上するとともに、旧社台小学校の職員駐車場用地として1万500円を増額して計上するものであります。次に、港湾関連施設用地貸付収入1,084万6,000円の増額補正であります。港湾関連施設用地の7月以降におけるブロック製作ヤードの短期貸付に伴い、延べ24社、面積10億1,143平方メートルになりますが、貸付料を増額するものであります。次に、町有建物貸付料（旧社台小学校）266万2,000円の増額補正であります。当初の情報で文化庁が2階部分のみを使用するというので貸付料として107万1,000円の計上をしておりましたが、その後1階部分も文化庁に貸し付けるということになったことから、差額分を計上するものであります。町有地貸付料（大型バス駐車場）143万8,000円の減額補正であります。当初予算において、第1大型バス駐車場の貸付料が78万125円、第2大型バス駐車場が139万7,952円、駐車場整備加算金として232万3,702円、合わせて452万1,000円を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりウポポイのオープンが遅れ、さらに観光バスの駐車台数も激減していることから、第1駐車場を7月から貸し付けすることで19万4,000円の減、第2駐車場は未使用のため貸し付けを中止することとしたため139万8,000円の減、駐車場整備費加算金は実績見合いにより15万4,000円の増、合わせて143万8,000円の減となるものであります。

続きまして、14ページをお開きください。21款繰越金であります。前年度繰越金であります。1億198万5,000円でございます。歳出総額に対する歳入の不足分として計上するものであります。このことにより、繰越金の留保額は8,495万1,000円となるものであります。私からは以上であります。よろしく願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） それでは、本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 新型コロナウイルス感染症対応を地方創生臨時交付金事業、別冊のナンバー1のほうを私のほうからまず説明させていただきます。事業名、公共的空間安全安心確保事業（緑丘福祉館）でございます。事業費1,000万円でございます。事業目的につきましては、各種町民活動、それから町内避難所でもあります当該施設におきまして、トイレ改修の実施により新型コロナウイルス感染症拡大防止で衛生強化を図るものであります。自動水

栓化2か所、それからトイレ洋式化4か所、あわせて換気設備、電気設備の改修となります。事業効果でございますが、衛生面が強化されることにより感染リスクの減少や施設利用者の快適利用が見込めるということで、あわせて先般緑丘第1、第2町内会会長連名で要望書もあることから利用改善につながると。なお、福祉館につきましては、当該福祉館は昭和47年に建てられておりまして、48年が経過しており構造上の問題等を調査をかけた中で行うことにより補正がこの時期になったことを報告させていただきました。

○副議長（氏家裕治君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） ナンバー2を御覧ください。事業名、公共的空間安全安心確保事業（町内生活館）でございます。事業費は224万4,000円、事業目的はアイヌ文化伝承活動や各種町民活動の拠点として不特定多数の方が利用する町内生活館においてトイレの自動水栓化を実施することにより、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめ、衛生の強化を図るものでございます。事業概要といたしましては、事業実施場所は川沿生活館3か所と北吉原本町生活館4か所の自動水栓改修でございまして、事業費は224万4,000円でございます。効果といたしましては、接触感染のリスクの減少や施設利用者の快適が見込まれるということでございます。

○副議長（氏家裕治君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ナンバー3、児童福祉施設衛生対策事業でございます。事業費は177万5,000円です。事業目的は、空気清浄機を設置して施設内の衛生環境を整え感染予防対策を図ることでございます。児童福祉施設に空気清浄機を購入するという事業でございますが、設置箇所、台数は記載のとおりでございます。合計で21台購入いたします。事業効果としましては、空気清浄機を設置することにより感染予防が図られることと、利用者の健康安全の確保が図られるということになります。

続きまして、ナンバー4、子ども発達支援センター衛生環境改善事業で、事業費は599万5,000円となります。事業目的です。感染拡大防止対策として、センター利用者が感染するリスクを防ぐため、トイレの洋式化と手洗い場の自動水栓化等を行い、利用者の安全を確保するものでございます。手洗い場改修工事自動水栓化は1階と2階で合計3か所、トイレ改修工事大便器、小便器、それぞれ1階、2階の改修で合計8か所となります。事業費の内訳は、改修工事として599万5,000円です。事業効果は、感染拡大の防止とセンター利用者の安全の確保ということになります。

○副議長（氏家裕治君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） それでは、私のほうからナンバー5の事業名、避難所衛生対策事業についてご説明いたします。事業費につきましては255万8,000円でございます。事業の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして避難所の衛生管理を徹底して行い、感染予防を強化するため各避難所の衛生管理等に必要な資機材を整備するものでございます。なお、本事業につきましては、既に衛生管理に必要な衛生物品等をマスク等をはじめ、おおむね配備を完了しているところでございますが、このたび室内の空気を清浄化するた

めに機材も必要と判断し追加するものでございます。導入する機材につきましては、空気循環式紫外線清浄機を予定してございまして、防災倉庫を有する10か所の避難所で配置いたしますが、施設の規模に応じて、いきいき4・6、白老コミュニティセンター、白老小学校については2台を想定しておりますし、役場防災倉庫におきましては予備の避難所用として2台、合計15台を購入することで想定してございます。機材につきましては、置き方の移動式で汎用性が高い物、医療現場や老人ホーム等で導入実績がありインフルエンザ等にも対応できる物、こういったものを選定したいと考えてございます。

○副議長（氏家裕治君） 武永生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（武永 真君） ナンバー6の事業名は、仙台藩白老元陣屋資料館衛生環境改善事業であります。事業費につきましては78万1,000円でございます。事業の目的といたしましては、緊急事態宣言解除後における新しい生活様式に基づく行動指針として公共施設における感染予防を図るものであります。事業の概要でございますが、資料館の自動水栓改修でございます。男子トイレ、女子トイレ、身体障害者トイレ、計3か所の自動水栓化を図るための工事でございます。事業の効果といたしましては、衛生面が強化されるとともに、様々な地域からの来館者が来る資料館において、接触感染のリスク減少や、利用者及び管理者に対する感染予防対策が図られるというものであります。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 19ページの納税環境向上事業27万5,000円と上がっていますが、これについて、コンビニ収納・クレジット収納対応委託料と書いていますが、もう少し詳しく説明していただけますか。町民はどうよくなるのか分からないと思いますので。

○副議長（氏家裕治君） 大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） コンビニ収納、クレジット収納について、今回補正予算ということで、まず補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。コンビニ収納で実施する事業者さんが今回同時にアプリを使って電子決済をするシステムができるというような状況から、それも今回合わせて導入をしようというような形で、その対応する業務委託料が増加したというようなことで、当初よりもプラス、アルファをして収納環境が整うというような状況になります。あともう1点、クレジット収納につきましては、こちらが以前にもいろいろと議論いただいたところだったのですが、実際このクレジット収納を代行する事業者さんというのが非常に少ない状況にございまして、全国各地からクレジット収納の代行事業者さんに依頼する件数というのがものすごく多くなりまして、その関係で繁忙期の部分で対応するのが大変だというようなことで、当初よりも若干委託料が増加したというような状況になっております。事業の内容につきましては、こちらは改めてなのですが、来年度から固定資産税、町民税、国民健康保険税、軽自動車税、この4税につきまして、コンビニエンスストアで納税が可能になる。もしくはクレジットカードをお持ちの方は、そのクレジットカードでお支払いすることができ

るといような形で来年度、令和3年度の納税からできるような形で現在は準備を進めておりまして、順調に事業は進んでいるところでございます。

○副議長（氏家裕治君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○副議長（氏家裕治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第2、議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号でございます。令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

令和2年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ686万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,932万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月11日提出。白老町長。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。9款諸支出金、1項2目償還金につきましては、令和元年度の決算が確定したことに伴いまして、保険給付費と交付金、普通交付金に返還金が生じたことにより686万9,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。6款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金は、歳出でもご説明したとおり、交付金の償還金分686万9,000円に充てるための増額補正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議3-1をお開きください。議案第3号でございます。令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

令和2年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,089万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,346万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月11日提出。白老町長。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、2項1目徴収費、(1)賦課徴収事務経費につきましては、令和3年度税制改正での住民税の基礎控除の見直しに伴い、後期高齢者医療広域連合のシステムと連携をしている市町村システムに改修が必要なことから、改修費用として110万円を増額補正するものでございます。財源については、全額一般会計からの事務費繰入金となっております。

次に、2款分担金及び負担金、1項1目広域連合分賦金、(1)広域連合負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合において、今年度の市町村保険料負担金を推計する際、調整すべき項目への調整漏れが今回判明いたしました。その結果、保険料の総額推計が過少に算出をされたことによりまして、各市町村が負担する後期高齢者医療保険料負担金に不足が生じることになったことから、町負担分の不足分979万2,000円を増額補正するものでございます。財源につきましては、現年分の特別徴収及び普通徴収分の保険料となっております。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料は、歳出でご説明した後期高齢者医療保険料負担金979万2,000円に、現年分の特別徴収保険料718万7,000円及び普通徴収保険料260万5,000円を充てるための増額補正でございます。

次に、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、歳出でもご説明したとおり、事務費繰入金110万円の増額補正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）のご説明をさせていただきます。

令和2年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,003万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月11日提出。白老町長。

次に、2ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、6ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明させていただきます。1款港湾機能施設運営費、1項港湾機能施設運営費、1目港湾機能施設運営費、

（1）港湾機能施設運営経費11万7,000円の増額でございます。内訳といたしましては、白老港公共中央1号上屋にかかる屋外消火栓のフート弁並びに上屋事務所のトイレに係る修繕料でございます。財源は土地貸付収入であり、種類としては一般財源であります。

次に、2款公債費、1項公債費、2目利子、（1）利子償還金27万4,000円の減額でございます。内訳といたしましては、令和元年度に起債した長期債利子償還金の借入利率の減少による減額でございます。財源は一般会計繰入金であり、同額を減額するものであります。

次に、4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては、歳出でご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議5-1をお開きください。議案第5号でございます。令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ339万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,939万2,000円とする補正でございます。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費、(1)介護保険運営経費は339万9,000円を増額でございます。内容としましては、介護報酬の改定等に伴い、介護保険システムの改修委託料を増額補正するものでございます。

次に、歳入に戻っていただきまして、4ページをお開きください。3款国庫支出金、2項5目介護保険事業費補助金、システム改修事業費補助金は169万9,000円の計上でございます。こちらにつきましては、介護報酬の改定等に伴うシステム改修の国庫補助金の計上でございます。

次に、7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金、事務費繰入金は170万円の増額補正で、介護報酬の改定等に伴うシステム改修費用の一般会計からの繰入金の増額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、令和2年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） それでは、議6-1をお開きください。議案第6号 令和2年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、職員給与費の減額と修繕費などの増額補正であります。

内容につきましては、議6-3、補正予算説明書を御覧願います。収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目給与費について、本年度の人事異動に伴いまして、給料、職員手当及び法定福利費の不用額が見込まれることから、計570万円を減額するものであります。合わせて、3目配水及び給水費について、水道管の漏水などに伴う修繕費及び材料費の不足が見込まれることから、計550万円を増額するものであります。なお、議6-2、補正予算実施計画書

については、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。以上でございます。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議7-1をお開き願います。議案第7号でございます。令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、内訳として2件の補正予算について増額補正するものでございます。まず、収益的収入と資本的収支の予定額でございます。1件目の収益的収入ですが、第1款の病院事業収益につきましては、既決予定額9億8,297万7,000円に7,000万円を追加し、10億5,297万7,000円とする内容でございます。

次に、資本的収支ですが、第1款の資本的収入につきましては、既決予定額3,967万円に1,000万円を追加し、4,967万円とする内容でございます。

第1款の資本的支出につきましても、既決予定額3,967万円に1,000万円を追加し、4,967万円とする内容になっており、収支とも同額となっております。

次に、議7-3でございます。令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、議7-4と議7-5でございます。ここで2件の補正予算の内容について順にご説明申し上げます。

まず、議7-4の収益的収入についてご説明申し上げます。今回の補正の内容につきましては、一般会計より他会計補助金として7,000万円を医業外収益に増額計上する内容となっております。既に9月補正予算にて議決をいただいておりますが、5,500万円の追加繰出しを受けているところでございます。今回は、なお患者数の伸び悩みなどから医業収益の減少が続き、さらに資金不足解消分として7,000万円の追加繰出しを計上するものでございます。内訳でございますが、9月の追加繰出し同様、地方公営企業法で定める一般会計負担金の繰出し基準に基づき、不採算地区病院の運営経費として計上しておりますが、歳入不足補てん目的となることから、会計区分は基準外繰出金として扱いとなっております。

次に、議7-5の資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。10月に町内在住の匿名の方より、病院事業会計へ1,000万円の寄付をいただいたものでございます。その用途につきまして院内で検討した結果、回復期医療への転換に伴う施設基準取得に伴い運動期リハビリテーション加算に必要なリハビリ機器の購入費用として活用させていただくものでございます。地方公営企業法に基づく経理上、資本的支出に充てるため、白老町以外から拠出された金銭をも

って財産の取得に充てた場合、資本剰余金の寄付金に整理するというようになっておりまして、このたび資本的収支それぞれ1,000万円を計上するものでございます。なお、この購入を予定しているリハビリ機器でございますが、具体的には連動式の平行棒、またエアロバイク、歩行器、あと練習用の階段、こういったリハビリの機器の購入を予定してございます。以上で町立病院の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは、議8-1をお開きください。議案第8号であります。白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明いたします。

最初に議案説明でございまして。議8-6をお開きください。白老町議会議員及び白老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行され、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、立候補に係る環境改善を図るため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することとされたことから、白老町議会議員選挙及び白老町長選挙における、選挙運動の公費負担について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次のページからの説明資料で公職選挙法の改正概要等について説明をさせていただきます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律の概要でございまして。1、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大ということで、(1)から(3)までございまして、まず(1)選挙運動用自動車の使用に係る費用、(2)選挙運動用ビラの作成に係る費用、(3)選挙運動用ポスターの作成に係る費用、これらが対象となるものでございまして。

2、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁でございまして。ビラの頒布の上限枚数は1,600枚とし、ビラの種類、頒布方法、規格等については現行法の市議会議員選挙と同様とすることで改正されてございます。なお、町長選挙においては既にビラの頒布が解禁されているということで、こちらのほうは上限5,000枚となっている状況でございまして。

3、町村議会議員選挙における供託金制度の導入でございまして。供託金の額といたしましては15万円とすることとなっております。なお、供託金の没収点でございまして、これは現行法の市議会議員選挙と同様とすることとなっておりますが、ちなみに白老町でいうと、計算方式が有効投票数に対して、議員の定数で割ります。さらに10分の1という計算式になりますが、前回ベースでいいますと、60票程度が没収点となるということで今、調べさせていただい

ております。それと、あと選挙公営の有無に関する改正の内容については、表のとおりとしておりますので説明は省略させていただきます。

次のページになります。今回、改正の具体的な内容です。公費負担の考え方についてでございます。選挙運動費用に関する公費負担の制度については、上限額を定額で交付するというものではなく、上限の範囲内で実際に要した費用を交付するという制度になってございます。まず、1、選挙運動用自動車の公費負担額でございます。こちら第4条関係でございますが、2種類ございます。まず、(1)一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合、こちらいわゆるハイヤー契約といわれているものですが、こちらについては上限額、1日当たり6万4,500円となっております。なお、このハイヤー契約の部分については、運転手の雇用ですとか、燃料代の部分については併用することはないということで、要するにこの6万4,500円の中に運転手雇用と燃料代も含まれたということになってございます。合計の試算額といたしましては、6万4,500円に対しまして選挙運動期間5日間を掛けますと、大体1回の選挙で1人当たり32万2,500円が上限額として設定されているということでございます。それと(2)自動車の借入契約の場合、こちらはいわゆるレンタカー契約と呼ばれて、こちらのほうがどちらかというところ一般的かと思われませんが、まず①自動車の借入、これに対しては1日1台に限りませんが、上限額が1日当たり1万5,800円、試算しますと、これが5日間ございますので、7万9,000円となります。それと②燃料代につきましては、上限額1日当たり7,560円になります。それを5日間にしますと3万7,800円という計算になります。③運転手の雇用、これは1日1人に限りませんが、上限額が1万2,500円、これは1日1万2,500円ということで、5日間で6万2,500円というような形になります。

2、選挙運動用ビラの公費負担額でございます。まず、上限額については、1枚当たり7円51銭となります。それと町長選挙については5,000枚ということになりますので、金額としては3万7,550円が上限額となります。それと町議会議員選挙の場合ですと、1,600枚が上限枚数となりますので、1万2,016円が1人当たりの上限額となります。

3、選挙運動用ポスターの公費負担額でございます。こちらについては上限額が、これは計算式があるのですが、525.6円に、ポスターの掲示場の数の61か所を掛けまして、さらにそれに共通経費的なもので31万500円をプラスしています。さらにそれをまた61か所で割って、上限額の1枚当たりの単価といたしましては、5,616円になるという形になってございます。試算しますと、5,616円に対しまして61枚ということで、34万2,576円ということになります。

4、町議会議員選挙1候補者当たりの公費負担額上限でございます。こちらはレンタカー契約の場合ということで試算しておりますが、先ほどの1人当たりの合計、まず自動車については17万9,300円、ビラについては1万2,016円、ポスターについては34万2,576円ということで、合計53万3,892円、こちらが1人当たりの上限の額の公費負担ということになります。

議8-5にお戻りいただきまして、附則です。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） それでは、議9-1をお開きください。議案第9号でございます。

白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正文は朗読を省略させていただきまして、議9-2をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白老町税外諸収入金の徴収に関する条例附則第3項及び白老町後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

次に、議9-3を御覧ください。議案説明でございます。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税外諸収入金の徴収に係る延滞金及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金について用語の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては次のページ、議9-4、議9-5の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。このたびの改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴うものでございまして、主に各条例に規定する特例基準割合という文言を延滞金特例基準割合という言葉に改めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 町民課、岩本でございます。それでは、議10-1を御覧ください。

議案第10号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申しあ

げます。

議10-2をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議10-3を御覧ください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日施行されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、新旧対照表でございますが、第19条の改正内容につきましては、議10-5の後ろに添付をさせていただきます、議案第10号説明資料で説明をさせていただきます。まず、1、改正概要についてでございます。このたびの改正内容は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与や公的年金の収入から控除をしている控除額を10万円減額し、逆に基礎控除を10万円増額する振替が行われることになりました。この改正によりまして、被保険者が納付する国民健康保険税に制度上において意図しない影響ですとか、不利益が生じないように被保険者に係る所得等について所得の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、改正内容についてでございます。下のほうに表がございますが、国民健康保険税の減税の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。これは給与や公的年金の控除から基礎控除へ10万円を振替えるとした個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して被保険者への意図しない影響や不利益が生じないようにする必要があり、また一定の給与所得者2人以上がいる世帯においては、当該見直し後において国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため下記の表のとおり軽減判定基準の見直しを行うものでございます。

3、施行期日につきましては、令和3年1月1日で、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用となってございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11及び日程第12の議案第11号と議案第12号は、関連がありますので、一括して説明していただきます。

日程第11、議案第11号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について。日程第12、議案第12号 白老町の字の区域の変更についての2議案について、一括して説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） はじめに議案第11号でございます。議11-1をお開きください。

白老町の区域内に新たに生じた土地の確認についてご説明いたします。

最初に議案説明であります。議11-2をお開きください。地方港湾白老港建設に伴う公有水面埋め立てにより、埋立地と民地の間に新たに生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、確認の議決を求めるものであります。

前のページにお戻りください。場所については、字萩野57番、58番1、58番2、59番1、59番2、60番、61番、62番、745番、746番、747番の各地先の土地でございます。面積については753平方メートルでございます。

次のページの右側に図面を付けておりますが、そちらを御覧ください。今回、確認の議決を求めますのは、第3商港区の網掛けで表示している部分でございます。なお、今回の新たに生じた土地753平方メートルについては、平方キロメートルに換算しますと、0.000753平方キロメートルとなりますので、白老町の今の行政面積425.64平方キロメートルに変更はございません。

続きまして、議案第12号でございます。白老町の字の区域の変更についてでございます。次のページ、議12-2をお開きください。議案説明でございます。地方港湾白老港建設に伴う公有水面埋め立てにより、埋立地と民地の間に新たに生じた土地について、白老町字萩野に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更の議決を求めるものであります。

前のページにお戻りください。字の名称については、字萩野でございます。変更する区域でございますが、（1）編入する地番が、白老町字萩野748番、（2）面積は753平方メートルでございます。以上で議案の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第11号、12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号、12号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第13号 財産の取得の追認議決を求めることについての議案について説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議案第13号でございます。財産の取得の追認議決を求めるこ

とについて。

議13-2をお開きください。議案説明でございます。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づく議会の議決が必要な、予定価格が700万円以上である財産（物品）の取得であるが、議会の議決を経ずに契約を締結したため、現状としては契約が無効とされる。このことから、契約を有効なものとするため、追認議案を上程し、議会の議決を求めるものであります。今回このように追認の議案を上程することとなりまして大変申し訳ございません。

それでは、議13-1にお戻りください。1、取得する財産（物品）、教育用タブレット端末871台。2、取得予定金額、5,104万円。3、取得の目的、国が進めるGIGAスクール構想に基づく、町内小中学校6校の教育用コンピュータ等機器の整備。4、取得の方法、指名競争入札による購入。5、契約の相手方、白老郡白老町末広町2丁目6番6号、株式会社和歌白老営業所、所長、井藤幸夫。

続きまして、入札の経過でございますが、去る10月5日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のカナマルに指名通知を行い、10月9日に入札を行ったところであります。落札者は、株式会社和歌白老営業所でございます。予定価格5,121万7870円に対し、落札額が5,104万円でございますので、落札率が99.6%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第14号 財産の取得の追認議決を求めることについての議案について説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議案第14号でございます。財産の取得の追認議決を求めることについてでございます。

はじめに議14-2をお開きください。議案説明です。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づく議会の議決が必要な、予定価格が700万円以上である財産（物品）の取得であるが、議会の議決を経ずに契約を締結したため、現状としては契約が無効とされる。このことから、契約を有効なものとするため、追認議案を上程し、議会の議決を求めるものであります。

議14-1にお戻りください。1、取得する財産（物品）、タブレット用充電保管庫32台。2、取得予定金額、869万円。3、取得の目的、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、町内小中学校6校に整備したタブレット端末の運用に必要な物品の整理。4、取得の方法、指名競争入札による購入。5、契約の相手方、白老郡白老町末広町2丁目6番6号、株式会社和歌白老

営業所、所長、井藤幸夫。

続きまして、入札の経過でございますが、去る10月5日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のカナマルに指名通知を行い、10月9日に入札を行ったところであります。落札者は株式会社和歌白老営業所でございます。予定価格878万2,466円に対し、落札額が869万円でございますので、落札率が98.9%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（氏家裕治君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第14号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○副議長（氏家裕治君） 以上をもって、定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これもちまして議案説明会を終了いたします。

（午後 0時00分）